

13 特待制度

◇特待制度

対象者： ○ 本校卒業生の子女 ○ 本校在学中の学生の姉妹
 ○ 本校卒業生の姉妹
奨学金： 10万円 （複数の申請はできません）

◇特待制度

対象者： 久留米歯科医師会が実施する歯科助手講習会を受講された方
奨学金： 受講料相当金額 （4万円を限度）

◇特待制度

対象者： 社会人入試 1次受験者
奨学金： 受験料相当金額

（１）申請等について

- ◇ 該当入学生に対して、入学式当日に行われる「保護者後援会」総会終了後に、申請用紙等の関係書類を配付し詳細について説明します。
- ◇ 特待制度の適用を希望する入学生は、指定する期日までに申請書及び必要書類等を提出してください。

（２）審査並びに給付について

- ◇ 各々の特待制度の奨学金は申請書類審査の後、申請者（学生）の指定口座へ振り込みます。

（３）その他

- ◇ 特待制度の全ての奨学金は返還の義務はありません。

14 その他

本校への資料請求、オープンキャンパス、個別学校説明会、学校案内（パンフレット）、募集要項、出願、奨学金、学費納入などについて、本校入学に関わることでお尋ねになりたいこと、ご不明な点などがありましたら、下記の部署へご遠慮なくご連絡ください。

830-0013 福岡県久留米市櫛原町98
久留米歯科衛生専門学校 入試事務室
電話：0942-34-6116 FAX：0942-32-7052
（入試係 直通 080-8570-1964）
e-mail kdhs@kurume-dental.or.jp



※ 本校が出願時に志願者から受領した提出書類により取得した個人情報については、入試業務のみに利用し、その他の目的には利用しません。